

4月から大磯町景観計画・景観条例がスタート

広報3月号でお知らせしたとおり、町では景観法に基づき大磯町景観計画・景観条例を4月1日から施行しますので、その内容をお知らせします。

▼景観計画・景観条例の縦覧等
景観計画、景観条例は、町民情報コーナー、都市計画課事務室でご覧になれます。

景観計画概要版（景観ガイドライン）は、4月1日から都市計画課窓口、国府支所で配布します。

また、これらは町ホームページにも掲載します。

◎問い合わせ

都市計画課 ☎内線243



大磯町景観計画・景観条例とは？

大磯町は、海や山などの豊かな自然と先人が残した歴史・文化遺産を多く有し、それとともに町民の日々の営みが積み重ねられ、大磯固有の景観をつくりだしています。

大磯町景観計画は、海と山と歴史あふれる大磯らしい景観を守り育み、次の世代に豊かな環境を引き継ぎ、活力のある町を

目指すための計画であり、景観法第8条の「良好な景観の形成に関する計画」として定められたものです。

大磯町景観条例には、景観法に基づき、景観計画を運用する手続き等を定めるほか、町民、事業者、町等の責務や独自の景観資源登録制度、推進体制等を定めています。

基本目標（将来像）

町民が愛着と誇りを基に

自ら創りだす、豊かな自然に

歴史と文化が薫る

美しい景観のまち 大磯

大磯町景観計画の構成

第1部

景観に関する現状把握

地区を区分し、景観の特性、問題点・課題を示しています。

第2部

大磯町景観計画

景観への配慮事項である景観形成指針や最低限守っていたべき景観形成基準等を定めています。

第3部

良好な景観の形成の進めかた

ソフト面での良好な景観の形成についての方向性を示しています。



全町域の景観形成方針

自然

大磯の風土を育む海と山の固有の風景を保全し、後世に豊かな自然景観を継承します

眺望

海・山・空への眺望が効いた景観を保全します

歴史

江戸の宿場町と明治期以来の旧保養別荘地（邸園）を保全し、歴史の魅力と風格のあるまちづくりをします

緑陰

丘陵と海浜部の樹林と身近な緑が重層する緑陰住宅地の佇（た）ざまいを保全し、創出します

樹木

景観木を町民の財産として保全し、育てます

路地

生活風景がにじむ路地空間と通りを形成します

協働

町民、事業者、滞在者、町が協働で良好な景観の形成に取り組めます

※このほか、地区（P9）ごとに景観形成方針を定めています。